

新型コロナウイルス感染症に係わる「療養解除届」の提出について

この度、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」移行となり、学校保健安全法施行規則により、出席停止期間の基準が定められました。それに伴い、インフルエンザと同様に保護者等が記入する「療養解除届」の提出が必要となります。（大崎学園HPでダウンロードが可能）

新型コロナウイルス感染症が確定された場合は、その旨を必ず学校にご連絡ください。

「発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」出席停止（「療養解除届」期間基準を参照）となります。保護者が記入し登校する際に提出をお願いします。

療養後登校するに当たっては、診断時に医師からの再受診の指示があった場合は、それに従ってください。